

現場代理人及び主任（監理）技術者等の適正な配置について

令和7年1月30日

沼津市財務部契約検査課

沼津市では、建設工事の適正な施工体制を図るため、建設工事の工事現場に配置する現場代理人及び主任（監理）技術者等について、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき運用していますが、主な留意事項を次のとおりお知らせします。

※本通知に記載のない事項は「監理技術者制度運用マニュアル」を確認すること。

1 建設業法施行令による金額要件

	令和7年1月まで	令和7年2月から
監理技術者配置の金額要件 (下請契約の請負代金額の合計)	4,500万円(7,000万円) 以上	5,000万円(8,000万円) 以上
専任の主任（監理）技術者等配置 の金額要件（請負代金額）	4,000万円(8,000万円) 以上	4,500万円(9,000万円) 以上

※()内は建築一式工事

建設業法等の改正による金額要件の見直しは令和7年2月1日に施行され、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されます。

なお、監理技術者又は主任技術者の途中交代や、工期途中において専任の技術者を非専任に変更することについては、請負契約の当事者間で協議を行うこととし、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要です。

2 主任（監理）技術者等の兼任制度

令和6年12月の建設業法等の改正に伴い、工事現場に専任で置くべき主任（監理）技術者等について、情報通信機器を活用する等の一定の要件を満たす場合に限り、2現場（営業所技術者等を専任で兼務させる場合は1現場）まで兼任が可能になりました。兼任の要件は「監理技術者制度運用マニュアル」三（2）①のとおりとなります。

なお、監理技術者補佐を専任配置することにより兼任することができる監理技術者の取り扱いについては、従前のとおりです。

3 営業所技術者等と現場代理人・主任（監理）技術者等との関係

営業所技術者等は、その営業所に常勤（テレワークなどの場合を含む）して、専らその職務に従事することが求められています。また、現場代理人は、沼津市建設工事請負契約約款において工事現場に常駐するものと規定しているため、営業所技術者等が現場代理人になることはできません。

「監理技術者制度運用マニュアル」二-二（5）②の要件を満たす場合は、営業所技術者等と主任（監理）技術者等の職務を兼ねることができます。令和6年12月の建設業

法等の改正により、主任（監理）技術者等を専任で配置する必要がある建設工事についても一定の条件のもと営業所技術者等がその職務を兼ねることが可能になりました。

なお、本市においては、主任（監理）技術者等を専任で配置する必要がない建設工事においても兼ねる工事現場の数は1件としています。

4 現場代理人・主任（監理）技術者等の途中交代

適正な施工の確保及び入札・契約手続きの公平性の確保の観点から、現場代理人及び主任（監理）技術者等の工期途中での交代は、次のとおり、真にやむを得ない場合に限られます。途中交代は、書面等の方法により発注者と受注者の間で合意した場合に認めるものとします。

- ・死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、大幅に工期が延長された場合
- ・橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ・ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、注意点としては、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点であること、交代前後における主任（監理）技術者等の技術力が同等（公告条件等に適合している）以上に確保されることが必要です。特に、総合評価落札方式で発注した案件については、技術者の加点（工事实績、工事成績等）により入札時に有利となっている可能性があるため注意が必要です。

5 低入札価格調査制度の対象の場合

沼津市建設工事低入札価格調査制度実施要領に規定する調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合、入札公告で契約締結における条件として、現場代理人、主任（監理）技術者等をそれぞれ専任で配置すること、主任（監理）技術者等とは別に建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者と同等以上の技術者を専任で 1 名現場に配置することを義務付けています（3 名専任体制の義務付け）。

なお、この運用は、「監理技術者制度運用マニュアル」に関わらず専任を求めているものであり、途中交代は、死亡・退職等の真にやむを得ない場合を除いて認めていません。